



＼ 令和3年4月1日から ／

# 自転車条例が施行されます。

(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)

高額賠償の判決も！

## 自転車保険への加入が義務化

死亡事故の64%が頭部のケガ

## 子ども(小学生以下)のヘルメット着用が義務化



安心して自転車に乗れるよう、みんなで取り組みましょう！



ミココ



ハココ

### 自転車を安心、快適に利用するために【条例の主な内容】

#### 交通ルールやマナーの向上

ルール・マナーを守って安全に利用しましょう。

##### 自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



#### 自転車保険への加入が義務化

自転車事故でも、1億円にせまる損害賠償を求められる事例もあります。自転車を利用する方は、事故に備えて賠償責任保険への加入が必要です。仕事で自転車を利用する企業等や、市外在住の方が通勤・通学等のために市内で自転車を利用する場合も対象です。



#### 子ども(小学生以下)のヘルメット着用が義務化

自転車での死亡事故のうち、6割以上は頭部のケガによるものです。特に子どもは体に対して頭部が大きく、転倒時に頭部を打つリスクが高くなります。小学生以下の子どもは、必ずヘルメットを着用しなければなりません。



#### 交通安全等について啓発・教育を

ルール・マナーを守ることや、自転車を安全に利用するための適切な整備・点検などについて、家庭や学校・職場ぐるみで啓発・教育の場をもうけましょう。



